事務連絡

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部 障害児·療育担当課長

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための障害児通所支援事業所 の対応について(通知)

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

7月に入り、都内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が最多を更新するなど、感染拡大に警戒が必要な段階となっています。事業所等の皆様方には、 一層の感染症対策の徹底をお願いいたします。

また、障害児通所支援事業所の当面の間の対応として、以下のとおりまとめましたので、確認の上、ご対応をお願いいたします。

記

## 1 放課後等デイサービスについて

#### (1)請求単位について

新型コロナウイルス感染症の影響で、学びの保障のために長期休業中の期間においても授業が行われることにより、学校の授業がない児童と、夏季休業期間中の授業終了後に利用する児童が混在する場合において、地域ごとに定められた夏季休業期間であれば、学校休業日単価を適用することとする。

また、異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって異なっている場合には、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、学校休業日の時間帯での利用児童と授業終了後の時間帯での利用児童の混在による長時間の

営業時間への対応となる観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとする。

なお、この場合は特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、 「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象 とはならないため、利用者負担が増える点について、事前に保護者に対して丁寧 な説明を行うこと。

## (2) 人員欠如減算の取扱いについて

子どもの預け先の確保、職員本人の罹患、職員家族の罹患による入院や自宅待機の場合により、やむを得ず出勤できない場合については、サービス提供職員欠如減算の適用は行わない扱いとする。ただし、できる限り代替の職員を確保して、児童の安全に配慮した支援を行うこと。

# (3) 児童指導員等加配加算の取扱いについて

児童指導員等加配加算を算定している事業所については、原則加算の算定要件を満たした配置を行うこと。

上記(2)と同様の理由でやむを得ず職員が出勤できない場合については、有 給休暇や特別休暇等の適用を行うことで従前どおりの加算算定を可能とするが、 児童に対する安全な支援の提供に配慮するため、可能な限り代替職員の配置を 行うこと。

### (4) 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮したうえで、従前の(新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく)加算を算定することを可能とする。

#### (5) 定員超過の取扱いについて

令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」の「4 定員超過の取扱いについて」は、対象期間の変更はなく春季休業開始日の前日までとし、それ以降については定員を遵守することは当然とし、「新しい日常」の定着に向けて、従前以上に定員の遵守の徹底を図ること。

また、利用人数については、感染を恐れて欠席した児童に対する可能な限りのサービス提供にて通常と同等のサービス提供を行ったと区市町村が認めた場合

(以下、「代替的サービス」という。)として報酬算定を行った人数も含まれるため、通所利用の利用人数と代替的サービスの利用人数を合わせて定員を遵守すること。

# (6) 代替的サービスについて

- ア 児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や自宅で問題が生じていないか等の確認、保護者への相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、引き続き報酬の算定の対象とすることができることとする。ただし、その場合にあっても、家庭の孤立化防止や適切な介入のきっかけ、円滑な通所再開のためとしての支援であることに留意すること。
- イ 代替的サービスの提供に当たっては、厚生労働省発出の事務連絡「新型コ ロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デ イサービス事業所等の対応について(その3) | 及び「新型コロナウイルス 感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(6月30日版)」 にも記載があるとおり、①新型コロナウイルス感染症を予防するための利用 者側からの欠席希望があること、②事業所が居宅への訪問、音声電話、Skype その他の方法で可能な範囲の支援の提供を行ったと区市町村が認める場合 となっており、③通常のサービス利用とみなされることから、利用者負担が 発生することについてあらかじめ保護者に丁寧な説明を行い、事前に保護者 に同意を得ること。放課後等デイサービス支援等事業における利用者負担額 の補助対象となっているが、各自治体によって対応が異なる場合がある点に 留意すること。また、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護 者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに留 意すること。通常のサービス利用とみなされるため、支給量のうちの1日に 含まれることに留意し、代替的サービスを利用した児童を含めて、運営規程 に定めている利用定員を遵守すること。当初の利用予定を超えて算定するこ とがないよう留意すること。複数事業所が同一日に算定することはできない 点に留意すること。
- ウ 「可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を 行ったことを以て<u>通常提供しているサービスと同等のサービスを提供して</u> いるものとして区市町村が認める場合」とあるとおり、支援の提供にあたっ

ては、<u>児童や家族の健康状態の電話等での確認だけでなく、事業所に通所していない期間にあっても、個別支援計画に基づいた児童の課題に対する適切な支援の提供が可能となるよう、児童本人に対する具体的な支援及び家族への相談援助を行うこと。</u>

なお、令和2年6月1日以降は、「(都独自様式)新型コロナウイルス感染症に関連した代替的サービスの提供記録」を使用すること。また、独自様式については、サービス提供記録と同等のものとして取扱い、内容について保護者の確認を得ることとし、区市町村の求めに応じ、当該書類の写しを提出すること。

エ 放課後等デイサービスについては、例えば、日中児童を祖父母に預かって もらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難 でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象と して認めるが、その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の 理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施すること。

## (具体的なサービス内容の例)

- ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・児童の健康管理
- ・普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した 助言を行う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような 支援は報酬の対象としては認めない。

- ・同一の内容をメール等で利用者に送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

### (7) 個別支援計画の作成について

個別支援計画見直しにあたっての保護者との面談ができない事情が発生した 場合については、保護者との面談は事後的に行うこととし、電話やオンライン及 び郵送等の対応での確認及び同意にて対応することを妨げない。ただし、その場合の電話等での対応記録を残したうえで、事後での面談を実施すること。

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援計画の作成が困難となっている児童について、新たに個別支援計画未作成減算の要件に該当した場合は、本減算を算定しないこととする。

## (8) 営業時間等について

指定申請上のサービス提供日や時間を変更する必要が生じたときは、変更後 10日以内に運営規程の変更の届出が必要となるが、その場合については、変更 後1か月以内に届出することをもって足りることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、あらかじめ届け出た場所 と別の場所でサービス提供を行う場合は、都及び区市町村に事前に住所及び平 面図等をFAX等で報告し、了解を得ること。

学校休業日単価での請求に伴い、6時間未満の営業時間であれば、開所時間減算の適用となるが、感染拡大防止の観点からサービス提供時間を例年より短くすることや少人数でのコマ割りで入れ替えを行う等の対応も可能とする。ただし、利用児童の障害の種別や程度、家庭の状況を鑑みた上で、個々の応じた適切かつ必要な支援の時間の確保を行うこと。

# <参考>

営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間 (10:2の職員配置を充たしている時間) で、サービス提供が可能な時間帯のこと。なお、送迎のみを行う時間帯は営業時間に含まれない。

サービス提供時間とは、指定障害児通所支援事業所において定めるべき標準的なサービス提供時間のこと。 (個々の利用者のニーズやプログラム等により、実際に支援する時間が異なることは可)

### 2 児童発達支援について

上記1(2)~(8)については、児童発達支援についても準用するが、(6) イの代替的サービスに関する利用者負担の補助事業及びエのメール等活字のみ での代替的サービスの提供については、放課後等デイサービスのみに限定され ており、児童発達支援は対象のサービス種別となっていない点に留意すること。

## 3 保育所等訪問支援について

従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、通常のときの利用回数を限度として、新型コロナウイルス感染症を予防するための保護者の欠席希望及び訪問先からの感染拡大防止に伴う訪問拒否の場合、訪問先に対して、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や児童に対する支援方法についての相談援助等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定を可能とする。

## 4 居宅訪問型児童発達支援について

対象となる児童が、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児となっているため、かかりつけ医との連携を密に行い、感染リスクを鑑みて、支援の要否を適切に判断すること。その上で、支援を提供する際は、手洗いの励行、手や指の消毒、検温の実施等、感染防止に万全の対策をとること。

## 5 留意点について

- (1)上記1(2)~(4)については、あくまでも一時的に欠けた場合についての対応であり、職員の退職や異動に関してそのまま適用されるものではない点に留意すること。
- (2)上記1(5)については、従前から周知徹底しているとおり、定員超過は 条例違反となるため、1日の利用定員の遵守については、新型コロナウイル ス感染症に関連する時期のみならず、永続的に徹底すること。
- (3)上記1(6)の代替的サービスの適用期間の終期については、情勢を鑑み、 別途通知する。ただし、放課後等デイサービスにおいては、<u>令和2年7月1</u> 日(水曜日)以降は、適用する単価は個々の利用実態に応じて、授業終了後 又は休業日の報酬を算定とする。
- (4)管理者や事業所職員、利用児童等がPCR検査の対象となった場合には、 速やかに利用者の保護者に対し状況について説明するとともに、都及び区 市町村に対し、当該職員や利用児童の状況や経過、保健所への報告状況や保 健所からの指示内容、当日の職員数及び利用児童数等について、電話で一報 した上で、事故報告書のFAXを速やかに行うこと。